医科点数表第２章第 10 部手術の通則の５及び６（歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む。）に掲げる手術の件数

（期間：令和６ 年 １ 月 ～令和６ 年 12 月）

区分１に分類される手術	件数
ア　頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ　黄斑下手術等	
ウ　鼓室形成手術等	
エ　肺悪性腫瘍手術等	
オ　経皮的カテーテル心筋焼灼術	

区分２に分類される手術	件数
ア　靱帯断裂形成手術等	
イ　水頭症手術等	4　件
ウ　鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ　尿道形成手術等	
オ　角膜移植術	
カ　肝切除術等	
キ　子宮附属器悪性腫瘍手術等	

区分３に分類される手術	件数
ア　上顎骨形成術等	
イ　上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ　バセドウ甲状腺全摘術	
エ　母指化手術等	
オ　内反足手術等	
カ　食道切除再建術等	
キ　同種死体腎移植術等	

区分４に分類される手術	件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	

その他の区分	件数
ア　人工関節置換術	
イ　乳児外科施設基準対象手術	
ウ　ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	
エ　冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	
オ　経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	

令和７年１月発行

サンテ溝上病院